

◆◆◆フィリピンで子どもの貧困を学び、教育支援の現場で活用出来る資格を取ろう！◆◆◆

**フィリピン**

**フィリピンの児童養護施設に  
滞在して、ライフスキル  
トレーニングの資格を取る**

**8日間**

**2026年8月24日(月)～8月31日(月)**



**ライフスキルトレーニングファシリテーター (Life Skill Intervention Facilitator) とは？**

フィリピンや日本でライフスキルに課題を抱える子どもたちに対して、生きていくためのスキルを教える研修のファシリテーター(指導者)養成講座です。

**このプログラムのポイント**

- ・ **フィリピン政府の推奨・認定プログラムの資格を取得する養成講座**
- ・ **講座は日本語で実施され、オロンガボ近郊の養護施設で実践実習\*も有り**
- ・ **特に教職課程や社会福祉学科の学生におすすめ！** このプログラムで得た経験が、**就活・就職後も心強い武器**になります。

\*英語での交流になりますが、上手に話せない方は通訳サポートもありますのでご安心ください。

このプログラムで使用する教材は、NPO法人アクションが「JICA草の根技術協力事業」で日本向けに独自開発し、【国際協力の経験と知見を日本社会に還元する】という観点で発刊されています。

**取得した資格は今後  
日本でも活用可能！**



詳しくは  
**WEBも  
チェック!!**

**研修地“オロンガボ”は  
どんな場所？**

NPO法人アクションの事務所、ホテル、実習をする施設は、マニラから北西へ160km離れたオロンガボ市及びその近郊に位置しています。空港からは車で約3時間。旧スービック米海軍基地(現在は経済特区/工業団地)に隣接し、週末には多くの観光客が訪れます。また治安も安定しています。研修場所はNPO法人アクションの事務所内のスタジオになります。



オロンガボ近郊イメージ

**児童養護施設は  
どんな場所？**

JIREH CHILDREN'S HOMEを予定しています。4.5ヘクタールの広大な敷地に17人の子供達が生活しています。農場もあり、農業体験も可能な他、NPO法人アクションのプログラムを通して空手やダンスを学んでいます。



児童養護施設イメージ

**講座の運営は？**

この講座は、「フィリピンの子どもたちへの支援」を32年間続けてきた実績を持ち、また「赤メガネ食堂(発起人：山里亮太)-フィリピンの公立学校にキッチンと食堂を建設し、栄養失調の子ども約100名に毎日給食を提供する取り組み」を運営する、NPO法人アクションが実施します。



「赤メガネ食堂」イメージ

活動内容の詳細はこちら▶



ライフスキル向上プログラム

中学生・高校生用



**JICAとの関係について**

NPO法人アクションが「JICA草の根技術協力事業」で開発したライフスキル教材は、フィリピン政府および約1,000の自治体で正式に導入されています。私たちは、この教材をJICAが掲げる理念【国際協力の経験と知見を日本社会に還元する】の観点から、日本の児童福祉の専門家の知見を取り入れ、日本の習慣や文化に合わせて日本版に改訂しました。

現在、JICAと連携し、この日本版教材を活用した子どもたちへのライフスキルトレーニングの普及と、トレーニングを実施できる人材の育成を進めています。育成研修を修了した方には、NPO法人アクションより民間の認定資格を発行します。

\*本プログラムはJICAとの共同事業ではありませんが、使用する教材と研修内容は「JICA草の根技術協力事業」においてJICAと連携して開発された、確かな実績と信頼に基づくものとなっています。

**参加基準**

- ・ **大学生／大学院生**
- ・ **周囲とコミュニケーションを取りながら積極的に研修に取り組める方**

**2026年8月24日(月)出発**

**旅行代金：299,500円** (大人お一人様)

このコースは羽田発着となります

・ホテル：2～3名1室利用 ・児童養護施設：6～8名1室利用 いずれも男女別相部屋  
※羽田空港施設使用料、国際観光旅客税、燃油サーチャージ、現地空港諸税等は別途必要です。

**申込締切：2026年7月3日(金)** 定員に達し次第、受付終了いたします。

**オンライン説明会開催！**

**5月28日(木) 17:00～18:00**

当プログラムのオンライン説明会を上記日程で実施予定です。

「研修に参加してみたいけれどまだ悩んでいる...」

「現地ではどんなことをするのか知りたい！」

など、少しでも興味のある方はぜひお気軽にご参加ください！



**参加無料**



▲説明会のお申込みはこちらから

# 日程表

日付	発着地 宿泊地	交通機関	時間	スケジュール
8/24(月)	羽田発 マニラ着 オロンガポ	飛行機 専用車	14:00~16:00 18:00~21:00	空路、マニラへ マニラ着後、研修施設のあるオロンガポへ ホテル着後、就寝 【ホテル泊】
8/25(火)	オロンガポ		午前 午後	オリエンテーション・ライフスキル研修 ライフスキル研修 【ホテル泊・朝食/昼食付】
8/26(水)	オロンガポ		午前・午後	ライフスキル研修 【ホテル泊・朝食/昼食付】
8/27(木)	オロンガポ		午前 午後	小学校訪問・フィリピンの教育現場の視察 子ども達へのアクティビティ実施の準備 【ホテル泊・朝食/昼食付】
8/28(金)	オロンガポ		午前・午後	子ども達へのアクティビティ実施の準備 【ホテル泊・朝食/昼食付】
8/29(土)	オロンガポ		午前 午後 夜	児童養護施設訪問 子ども達へのアクティビティ実施。夕食は児童養護施設で子供たちと一緒に ライフスキルアクティビティ実施に関する振り返り 【児童養護施設泊・朝食/昼食/夕食付】
8/30(日)	オロンガポ カステリヤホス		午前 午後 夜	貧困地域訪問 児童養護施設の子供たちとお別れ会 ツアーの振り返り 【児童養護施設泊・昼食/夕食付】
8/31(月)	カステリヤホス マニラ発 羽田着	専用車 飛行機	早朝 08:00~10:00 13:00~16:00	マニラへ向けて出発 マニラ着後、空路、羽田へ 羽田着 解散

\*【日程表に出てくる時間帯の目安】午前:07:00-12:00、午後:12:00-18:00、夜:18:00-23:00、早朝:4:00-7:00  
\*上記スケジュールは、現地の事情により変更となる場合がございます。

# Q&A

## Q1 ファシリテーター認定証はこのツアー中に授与されますか？

**A** 認定証はツアーの最後に発行されます。

## Q2 この資格は全員合格しますか？認定されない例外はありますか？

**A** 内容をしっかり理解して頂ければ合格する内容ですが、もちろん受講態度に著しく問題がある場合などはその限りではありません。

## Q3 出発前にやっておくこと（勉強・準備）はありますか？

**A** オンラインでの出発前オリエンテーションに参加していただきます。その他、資料を読み、ある程度の事前知識を身に付けていただきます。



プログラムイメージ

プログラムイメージ

■利用予定航空会社：フィリピン航空（エコノミークラス） ■宿泊：＜ホテル＞New Kong's HotelまたはOlongapo Travel Lodge(2~3名1室利用) ■必要ビザ：なし(※日本国籍の場合)  
■最少催行人数：5名 <児童養護施設> JIREH CHILDREN'S HOME(6~8名1室利用) ※いずれも男女別相部屋 ■パスポート残存期間：入国時6ヶ月+滞在日数以上 (※日本国籍の場合)  
■添乗員：同行いたしますが、現地係員がお世話します。■食事条件：朝食5回、昼食6回、夕食2回(機内食を除く)

### 【旅行代金に含まれるもの】

- 日程表に明記されているエコノミークラスの団体航空運賃
- ホテル滞在費(2~3名1室利用・男女別相部屋)
- 児童養護施設滞在費(6~8名1室利用・男女別相部屋)
- 日程表に明記されている食事(朝食5回、昼6回、夜2回)
- 現地往復空港送迎 ●研修費用

### 【旅行代金に含まれないもの】※左記以外は含まれておりません。その一部を例示します。

- 燃油サーチャージ(21,000円/2026年3月現在の目安料金です。ご出発の40日前までに確定しご案内します)、羽田空港施設使用料(2,950円)、国際観光旅客税(1,000円)、航空保険特別料金(1,600円)、現地空港諸税(3,500~5,000円)は旅行代金と一緒に支払っていただきます。●夕食(日程表6日目/7日目の夕食会を除く) ●7・8日目の朝食 ●海外旅行保険 ●超過手荷物料金 ●ご自宅~日本の空港間、および現地での交通費 ●渡航手続きに関する費用 ●個人的諸費用等

## ご旅行条件書（要約） お申込みの際にお渡しする詳細・ご旅行条件書を必ずお読みください。

### 1. 募集型企画旅行契約

(1) この旅行は(株)エスティーエートラベル（東京都渋谷区幡ヶ谷2-7-2 観光庁長官登録旅行業937号、以下当社といいます）が募集する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。  
(2) 募集型旅行契約の内容・条件は、下記に記載されている条件の他、別途お渡しする旅行条件書（申込店でお受けください）出発前にお渡しする最終旅行日程表及び当社募集型企画旅行契約約款によります。

### 2. 旅行のお申込みと契約の成立時期

(1) 当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入の上、下記の申込金を添えてお申込み頂きます。申込金は旅行代金をお支払い頂くときに、その一部として繰り入れます。  
(2) 当社は電話、郵便及びファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約申込を受け付けることがあります。この場合、3日以内に申込書の提出と申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされない場合、当社はお申込みはなかったものとして取扱います。  
(3) 申込金

区分	申込金(お一人)
旅行代金が30万円以上	50,000円以上旅行代金まで
旅行代金が15万円以上 30万円未満	30,000円以上旅行代金まで
旅行代金が15万円未満	20,000円以上旅行代金まで

### 3. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって31日目にあたる日より前にお支払い頂きます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって31日目にあたる日以降にお申込みの場合は旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払い頂きます。

### 4. 旅行代金に含まれるもの

(1) 旅行日程に明示した航空（エコノミークラス）、船舶、鉄道等利用運送機関の運賃（等級の選択ができるコースと特定の等級を利用するコースとがあり、パンフレットに明示します）  
(2) 旅行日程に含まれる送迎バス等の料金（空港・駅・埠頭と宿泊場所/旅行日程に「お客様負担」又は「各自」と表記してある場合を除きます）  
(3) 旅行日程に明示した観光の料金（バス料金・ガイド料金・入場料）  
(4) 旅行日程に明示したホテルの宿泊の料金及び税・サービス料金（カテゴリー等に特に別途の記載がない限り2人部屋に2人ずつの宿泊を基準とします）  
(5) 旅行日程に明示した食事の料金及び税・サービス料金  
(6) 手荷物の運搬料金  
お1人様スーツケース1個の手荷物運搬料金（航空機で運搬の場合はお1人様20キロ以内が原則となっておりますが、ご利用等級や方面によって異なりますので、詳しくは係員にお尋ね下さい。また、一部の空港・駅・港・ホテルなどではポーターがない等の理由により、お客様ご自身に運搬していただく場合があります）

### 5. 旅行代金に含まれないもの

前第4項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。  
(1) 超過手荷物代金（規定の重量・容量・個数を越える分について）  
(2) クリーニング代、電報電話料、ホテルのボーイ・メイド等に対する心付け、その他追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料金  
(3) 渡航手続関係諸費用  
(4) ご希望のみ参加されるオプションツアーの料金  
(5) 日本国内および現地の空港諸税  
(6) 日本国内におけるご自宅から発着空港等集合・解散地点までの交通費及び旅行開始日の前日、旅行終了日当日等の宿泊費（国内線予約の都合上、当日国際線との接続ができない場合の、交通・宿泊費用もお客様負担となります）

(7) 旅行日程中の空港税等（日本国内通行税を含む/ただし空港税等を含んでいることを当社がチラシ・パンフレットで明示したコースを除きます）  
(8) 各航空会社の燃油サーチャージおよび航空保険特別料金（ただし、上記を含んでいることを当社がチラシ・パンフレットで明示したコースを除きます）

### 6. 旅行契約の解除・払い戻し

お客様は次に定める取消料をお支払い頂くことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申出は当社の営業時間内にお受けいたします。  
a. 特定日（4/27~5/6、7/20~8/31,12/20~1/7）に開始する旅行  
b. 特定日以外に開始する旅行

契約解除の日	a. 「特定日」に開始する旅行（お一人）	b. 「特定日以外」に開始する旅行（お一人）
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目にあたる日以降~31日目にあたる日まで	旅行代金の10% (上限5万円)	無料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目にあたる日以降~31日目にあたる日まで	旅行代金の20%	
旅行開始日の前々日以降当日まで	旅行代金の50%	
旅行開始後又は無連絡不参加	旅行代金の100%	

### 7. 旅行条件・旅行代金の基準

当旅行条件要約の基準日は2026年3月1日です。旅行代金は2026年3月1日現在有効なものとして公示されている、または観光庁長官に認可申請予定の航空運賃・適用規則を基準として算出しています。

### 旅行企画・実施

株式会社エスティーエートラベル



〒151-0072  
東京都渋谷区幡ヶ谷2-7-2 幡ヶ谷ニューセンタービル6階

総合旅行業務取扱管理者 大山 修  
観光庁長官登録旅行業第937号

一般社団法人日本旅行業協会(JATA)正会員、ボンド保証会員  
一般社団法人J-CROSS留学サービス審査機構認証  
国際航空運送協会(IATA)公認、旅行業公正取引協議会会員



総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく上記総合旅行業務取扱管理者にお訊ねください。

### 開発・運営

NPO法人アクション

お問い合わせ・お申込み

### 企画・調整

株式会社キャンパスサポート